

京都市告示第566号

京都市東山老人福祉センターの存する東山区総合庁舎南館が、工事に伴い停電することから、京都市老人福祉センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市東山老人福祉センターについて次のとおり臨時休所します。

平成29年2月10日

京都市長 門川 大作

京都市東山老人福祉センターについて、平成29年2月25日（土）終日を臨時休所する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)